

令和7年2月27日

意見書

日頃より日本語教育機関団体の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。改正入管法および育成就労法の関係省令における「育成就労外国人の日本語能力の向上に資する講習・措置」等について、以下の通り意見を申し上げます。

記

1. 講習を実施する主体について

就労開始前までに A1 相当の日本語能力試験に合格していない外国人が受講しなければならない A1 相当講習、および育成就労期間中に A2 相当の日本語能力試験への合格を目標とする日本語教育について、認定日本語教育機関（就労）以外に認定日本語教育機関（留学）※を含めた認定日本語教育機関も認めるべきである。また、施行後一定期間、登録日本語教員による講習を認める場合、最低限の質を担保するために、以下のいずれかの条件を満たしていただきたい。登録日本語教員といっても、その経験やカリキュラム作成能力にはばらつきがあり、教育の質に大きな差が生じる可能性があると考え。

※令和11年3月31日までの間は法務省告示校を含む。

- 法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、または文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で、日本語教員として3年以上勤務した経験のある者
- 文部科学省（文化庁）委託「就労者に対する日本語教師初任研修」修了者

2. 1における経過措置期間について

施行後一定期間、認定日本語教育機関以外でも登録日本語教員による講習を認める場合、その「一定期間」については、経過措置が長期化しないよう、明確な期限として、例えば、育成就労制度が始まって5年後の、2032年3月末まで等、と設定していただきたい。育成就労や特定技能制度における日本語教育の質を担保するためには、原則として認定日本語教育機関が担うことが望ましいため、経過措置期間の長期化は避けるべきと考える。

3. 特定技能2号移行時における B1 相当試験合格に向けた日本語教育について

特定技能2号移行時に必要な B1 相当の日本語能力試験の合格を目指す特定技能1号期間中の日本語教育においても、認定日本語教育機関を積極的に活用することを検討していただきたい。

4. 特定技能 2 号移行時の日本語要件における経過措置期間について

「特定技能 2 号の在留資格を得るための B1 相当の日本語試験について、施行後一定期間が経過してから合格を求める」との意見があるが、特定技能 2 号は永住につながる資格であり、日本語能力要件は重要であると考えた当初の制度が形骸化しないよう「一定期間」はあくまでも一時的な対処であり長期化することがないようにしていただきたい。

5. 登録日本語教員の活躍促進と処遇改善を通じた確保策について

育成就労制度導入により、登録日本語教員の需要が一層高まることが予想される。これに対応するためには、登録日本語教員の資格を取得する人を増やす必要がある。そのために、認定日本語教育機関では教員の処遇改善を図り、選ばれる職場となるよう努力することは当然であるが、育成就労制度により受益する民間企業等においても、認定日本語教育機関や登録日本語教員に対して適正な対価を支払い、登録日本語教員が活躍することができる場が拡大することにつながるようにすることが必要だと考える。結果として、登録日本語教員が魅力ある資格となり、その増加・確保が実現すると考えられるため、政府としてこのような好循環の実現に向けた具体的な政策を早急に検討していただきたい。

6. 特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者会議の構成員について

特定技能制度及び育成就労制度において、外国人材が自律した言語使用者となり、日本で活躍していただくためには、日本語能力の獲得が必須となる。当該制度における日本語能力の獲得のための施策を継続して議論していく必要があると考えるため、今後の当該制度に関する有識者会議においてその構成員に日本語教育関係者をいれていただけるようご検討いただきたい。

日本語教育機関団体連絡協議会

(一財)日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語教育協会

理事長 佃吉一

(一社)全国日本語学校連合会

理事長 長岡博司

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

代表理事 野田敏郎